

福津市社協だより

2022
6

特集

地域で、災害に、
備える

- P7 あんしん安らか事業のご紹介
連載 こんにちは、民生委員です！
- P6 第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画を
策定しました
- P4 令和4年度事業計画・予算



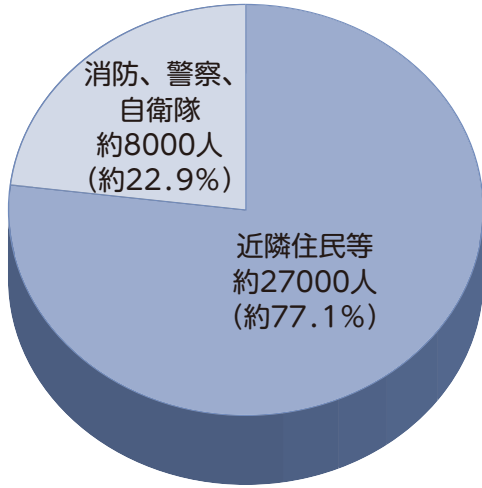
地域で、災害に、備える

令和4年1月22日に発生した日向灘を震源とした地震では、福津市で平成28年熊本地震時以来の震度3を計測しました。また、豪雨災害が全国各地で多発しており、災害は他人事ではなく、普段から備えておく必要があります。

【災害時の共助】

災害は同時多発的に被害をもたらすため、公的機関（公助）だけで災害に対応することは難しくなります。平成7年の阪神淡路大震災

阪神淡路大震災における要救助者の救出方法



河田恵昭(1997)「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号参照。

では、救助も家族（自助）や地域（共助）の力で
行われ、救助者のうち約8割の方が近隣住民
等により救助されたとの調査もあります。

また、避難にあたっては、「自分は大丈夫だ
ろう」という思い込みが働き、避難が遅くなっ
た結果、被害が拡大することがあります。早
期避難は、家族からの電話での促し（自助）の
ほか、近隣住民で誘い合つての避難（共助）が
効果的であると言われており、普段から地域
で災害に備えることが重要です。

【地域の備えをチェックしてみましょう】

- 普段から隣近所で声をかけあい、「顔の見え
る関係」をつくっていますか。
- 自治会や自主防災組織の防災訓練などに参
加していますか。
- 災害時の安否確認方法などについて地域で

話し合っていますか。

- 高齢者や障がい者など災害時に手助けの必
要な方々への支援方法について、地域で話
し合っていますか。
- 危険な場所や避難経路、避難所などが記入
された防災マップを作成していますか。
- けがをした時の応急手当の方法を知ってい
ますか。
- 避難所の運営や住民の役割について、地域
で話し合っていますか。
- 地域の防災備蓄倉庫の場所や中に備えられ
ているものを知っていますか。（発電機・救
助資機材・炊飯装置など）
- 地域で過去にどんな災害が発生したのか把
握していますか。

出典：「わが家と地域の防災チェック表」

仙台市防災局

地域での支え合い(共助)の効果を高める取り組み

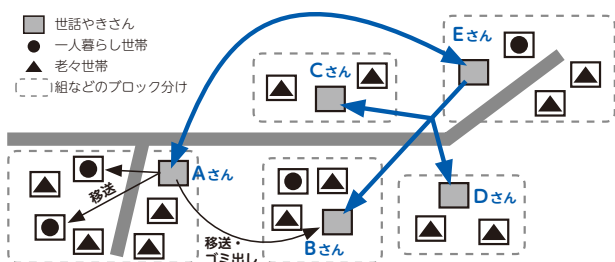
福津市にも、普段からの地域の支え合い(共助)を災害時に活かそうと取り組みを行っている地域があります。

○東福間4区の取り組み

東福間4区では、毎年、福祉会の総会の際に、支え合いマップを更新しています。マップには、地域の要配慮者の情報や地域とのつながりなど様々な情報が記入されており、一目で災害時に配慮すべきポイントが分かるようになっています。知らない人から避難を促されるより、顔見知りのご近所さんから避難を促される方が避難しやすくなるとの考え方から、作成したマップを基に普段から見守り訪問活動などを行い、顔が見える地域づくりを行っています。

《支え合いマップのイメージ》

地域の様々な情報が一目でわかるようなマップを整備しています。(図はイメージです)



マップに記載された高齢者等を訪問しての見守り活動を定期的に行い、普段から顔の見える関係づくりに努めています。

○若木台3区の取り組み

若木台3区では、自治会を中心に令和3年度から自主防災組織を設立し、地域全体で防災・減災のための活動に取り組んでいます。特に力を入れているのは、要配慮者の方々と普段からつながりを持つことです。「最近、家族と連絡を取っていない」という何気ない情報も、災害時には、避難について相談できる人や避難を促してくれる人がいないという重要な情報になるとの考えから、回覧板を渡す時、分別収集の時、散歩で通りかかった時など日常の様々な場面で挨拶を交わし、何気ない会話をしてつながっておくよう、近所どうしで担当を決め、見守り活動に取り組んでいます。



令和3年11月には、高齢者等も参加し、地域全体で避難訓練を行いました。

また、若木台3区在住の高校生が作成したポスターが、自治会内の様々な場所に掲示されており、活動の周知に役立てられています。



福津市社会福祉協議会では、普段からの地域のつながりを活かした、地域の防災・減災の取り組みを支援しています。気軽に問い合わせください。

問い合わせ：福津市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎0940(34)3341

福津市社会福祉協議会 事業計画・予算

基本方針

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せず、その人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合っており、複雑化し、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

さらに、コロナ禍による減収や失業等による生活困窮者や社会的孤立など新たな課題が顕在化しています。

このような中、地域で暮らすすべての人が、その人らしく日々の生活を継続していくためには、住民同士の支え合い・助け合いの機能強化がますます重要になります。

福津市から「第2層生活支援コーディネーター業務」を継続して受託し、新たに専任職員を配置することで、各郷づくり推進協議会との連携を密に図り、第2層生活支援コーディネーターとともに、

地域の特性を活かした地域の支え合いの仕組みづくりに取り組めます。

また、令和3年度に市と一体的に策定した第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画に基づき、市との連携をさらに強化し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを行い、誰もが安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちの実現に向けた事業を展開していきます。

重点的な取り組み事項

(1) 地域での支え合い活動の充実

・支え合い・助け合いのまちづくりに取り組む住民主体の福祉組織「小地域福祉会」の新規結成を支援します。

・現在福津市内で43団体(45自治会)が小地域福祉会を結成し、見守り活動や日常生活支援活動、交流・ふれあい活動などに取り組んでいます。日々の小さな取り組みの積み重ねが、人と人とのつながりとなり、支え合う力となっています。今後、地域で互いに支え合い・助け合えるような関係づくりを支援し、さらなる充実を図ります。

・市が進める、郷づくり地域ごとの生活支援体制整備に係る第2層生活支援コーディネーターの活動を支援し、各郷づくり推進協議会や小地域福祉会など地域の様々な団体と密に連携を図

り、地域の特性を生かした地域の支え合いの仕組みづくりに取り組めます。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

・成年後見制度利用促進法の施行により、制度の利用促進に係る計画の策定や地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置等が全市町村に求められています。本会の法人後見事業や市民後見推進事業、日常生活自立支援事業などの取り組みを一層強化し、総合的な権利擁護体制の構築に寄与します。

・身寄りのない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、事前に預託金を預かり、葬儀や家財処分、定期的な見守り等を行なう「あんしん安らか事業」の普及に努めます。

(3) いつでも相談できる体制の構築

① 相談を包括的に受け止める体制づくり

・高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の協働の中核となる体制の構築を目指します。

・生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。

② 社会福祉法人連絡会による公益的な事業の推進

・社会福祉法人の連携によるサービスの充実・向上を図るとともに、地域住民の生活課題に対応できる公益的な事業を検討・実施します。

・ふくおかライフレスキュー事業に参加している法人、4法人8事業所が中心となって、ふくおかライフレスキュー事業福津市地区連絡会を設

立しています。連絡会を中心に相談支援方法を協議し、生活困窮者等が抱える制度の狭間の課題に連携して対応します。

(4) 介護等事業の充実

- ・介護保険利用者等、日常的な支援を必要とする人やその家族等から、より高い信頼度・満足度が得られるよう、ヘルパー研修の充実、自己研鑽に役立つ各種情報の収集・提供及び活用を促進します。
- ・不足する介護人材を確保・育成するため、資格取得のための貸付制度や処遇改善を行います。

○ 主な実施事業

○ 地域での支え合いの充実
(小地域福祉会育成支援事業)

小地域福祉会は、住民が主体となっておおむね自治会ごとに結成され、気がかりな方の見守りやサロン活動、ちょっとした困りごとの支援など地域に合わせた様々な活動を行っています。



サロン活動(本町区福祉会)

○ 安心して暮らせる仕組みづくり
(あんしん安らか事業)

身寄りのない高齢者が安心して生活が送れるよう、事前に預託金を預かり、葬儀・家財処分、定期的な見守り等を行うサービスを実施します。

この他にも、認知症や障がい等の理由により判断が難しくなった方を支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進などをおし、安心して暮らせるまちを目指します。



○ いつでも相談できる体制の構築

(総合相談支援体制の整備)

ひきこもりや生活困窮世帯の子どもの就学・就労など、訪問による面談、信頼関係の構築、伴走型の支援を行い、地域課題を蓄積し、丸ごと受け止める相談支援体制整備、ネットワークの構築について検討します。

【社会福祉協議会が目指す地域像】

これらの取り組みをとおして、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送っていくことができる福津市を目指します。

収支予算

| ● 収入 | | (単位：円) | ● 支出 | | (単位：円) |
|---------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|
| 種 別 | 決 算 額 | | 種 別 | 予 算 額 | |
| 寄付金収入 | 711,000 | | 人件費支出 | 85,364,000 | |
| 補助金収入 | 49,775,000 | | 事業費支出 | 8,712,000 | |
| 受託金収入 | 28,329,000 | | 事務費支出 | 12,920,000 | |
| 事業収入 | 1,472,000 | | 助成金支出 | 7,545,000 | |
| 介護保険事業収入 | 25,059,000 | | 施設整備のための支出 | 47,138,000 | |
| 障害福祉サービス等事業収入 | 4,130,000 | | 積立金 | 1,350,000 | |
| 利息収入 | 4,000 | | 他の事業への繰入金 | 1,242,000 | |
| その他の収入 | 250,000 | | 退職手当積立基金預け金 | 2,451,000 | |
| 施設整備のための借入金 | 42,910,000 | | 予備費支出 | 674,000 | |
| その他施設整備等による収入 | 3,419,000 | | 次年度繰越金 | 24,662,000 | |
| 積立金の取崩 | 8,295,000 | | 支出合計 | 192,058,000 | |
| 他の事業からの繰入金 | 1,242,000 | | | | |
| 預託金長期預り金 | 1,000,000 | | | | |
| 前年度繰越金 | 25,462,000 | | | | |
| 収入合計 | 192,058,000 | | | | |

第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画を策定しました

福津市と福津市社会福祉協議会では、令和4年3月に「みんなが安心して生活できる共生のまちづくり」を目指して、令和4年度～令和8年度の5ヶ年の福津市地域福祉計画・福津市地域福祉活動計画を策定しました。

【計画策定の目的】

福津市では、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」とともに、高齢者や障がい者、子ども・子育てなどの分野別の計画を策定し、福祉施策を推進してきました。

しかし、近年、虐待、孤独死、孤立、貧困、格差、ひきこもり、ヤングケアラーなどの「地域生活課題」は複雑多様化し、分野別の縦割りでは対応が困難な課題が顕在化しており、各分野を超えた横断的な連携体制の整備が求められてきています。このような状況を踏まえ、前回計画の考え方を引き継ぎながら、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「つながる」として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していくため、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

【計画の理念と目標】

基本理念「みんなが安心して生活できる共生のまちづくり」

○基本目標①ー地域で支え合う「まちづくり」

介護保険制度の改正や障害者総合支援法・生活困窮者自立支援法の制定など分野・課題別の公的な制度の整備は進んでいます。地域や個人のあらゆるニーズを全て公的サービスでカバーすることは困難であり、地域の中で住民相互の支え合う体制が必要となります。これからの地域における活動は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと共働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが重要です。

地域の支え合い活動が「我がごと」と捉えられるよう、住民福祉講座やボランティア養成講座などをとおして、意識啓発や各地域の様々な活動の情報提供等に取り組

みます。

○基本目標②ー誰もが安心して暮らせる「まちづくり」

住み慣れた地域で安心安全に暮らしていくためには、災害に備える体制づくりと地域、福祉関係者、行政等が連携した仕組みづくりが重要です。そのため、平時から見守り活動や支え合いの取り組みを推進し、災害時の助け合いが円滑にできるような仕組みづくりを努めます。

また、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人や障がいのある人などの権利や財産を守るため、成年後見制度等の周知や利用促進等の取り組みを進めます。

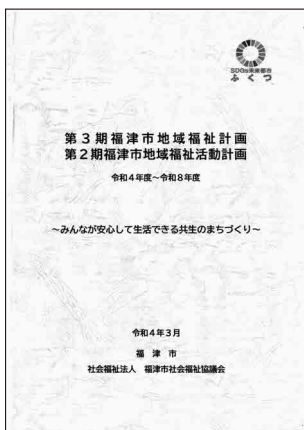
○基本目標③ーいつでも相談できる「まちづくり」

近年の経済・社会変化に伴い、人のつながりの弱体化が進み、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑多様化しています。

このような課題に対し、誰一人取り残さず、支援していけるよう包括的に受け止める相談支援体制の構築に努めます。

また、地域福祉活動に欠かせない民生委員・児童委員が、住民と相談機関（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）のパイプ役として安心して活動できるような活動の支援を行います。

生活困窮者の自立支援については、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、関係機関と連携して、相談者に寄り添いながら自立や家計改善に向けた支援を行います。



福津市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、ホームページでご覧いただけます。



～誰にでも訪れる「その時」に備えて～



終活

あんしん安らか事業

高齢化や核家族化の進行により、福津市においても一人暮らしの高齢者が増加しています。65歳以上で一人暮らしの世帯は、4,727世帯(令和4年3月末現在)に及び、福津市全体の世帯のうち約16%を占めています。この中には、様々な理由で身寄りがない方も多くいます。

福津市社会福祉協議会では、身寄りがない方でも福津市で安心して生活を送ることができるよう、事前に希望を聞いて、預託金を預かり、**死後の葬儀や家財処分**を行う「あんしん安らか事業」を行っています。

死後のことで不安がある方は福津市社会福祉協議会まで気軽に相談ください。

遺贈による寄付を受け付けております

『遺贈』とは、遺言によって財産の全部または一部を相続人以外の者や団体に無償で譲ることを言います。

福津市社会福祉協議会では、皆さんが大切に築かれた財産を地域福祉の充実のために活用させていただきます。

詳しくは福津市社会福祉協議会までお問い合わせください。



お問い合わせ

福津市社会福祉協議会 ☎0940(34)3341

連載

こんにちは!!

広げよう! 地域に根差した思いやり!

民生委員です!



花見1区担当
森本 文子 さん

活動のモットー 「傾聴重視」

今回は花見1区担当の森本さんにお聞きしました。福津市に転入後間もなく、前任者の依頼で民生委員・児童委員になりました。花見1区のことについて詳しく知らないまま民生委員になった当初は、地域のことについて知ろうと、地図を片手に表札巡り、高齢者宅などを訪問して、自分を知ってもらうことから活動を始めたそうです。訪問を拒まれたり、「民生委員は何もしてくれん」と苦情を言われたり、活動の難しさを痛感されたとのこと。

しかし、訪問をくり返すなかで、困りごとを相談してくれる方も現れ、今では民生委員として、地域に欠かすことができない存在となっています。様々な課題を投げかけられ、どう対応していくか悩みながら民生委員活動に取り組んできたなかで、話を丁寧に聞くことが大切なことだと感じ、相手の話を丁寧に、熱心に聴く「傾聴」を大事にして活動に取り組んでいます。傾聴は、相手の心を軽くしたり、気持ちの整理をうながしたり、ただ話して楽しかったというだけではない他の効果があります。

気がかりな高齢者世帯への訪問に取り組む花見1・2区福祉会(自治会役員、シニアクラブ役員、民生委員で構成)の一員としての活動や、福津市民生委員・児童委員協議会福間Aブロック長として新任委員さんからの相談や学習会の企画などにも熱心に取り組まれています。

現在は、3日に1度は訪問活動をすることを目標に日々の活動に努められています。

10分間ふれあいコール継続開設中



福津市傾聴ボランティアほほえみでは、「コロナ禍で人と会えなくてさみしい」「生活に不安がある」「話を聞いて欲しい」というような方々のお話を電話で聞く、10分間ふれあいコールを行っています。

ご高齢の方も子育て中の方もどなたでもお気軽にご連絡ください。

傾聴とは？

傾聴とは、「相手の話を聴く」というボランティア活動です。話を丁寧に熱心に「聴く」ことをとおして、相手の心を軽くしたり、気持ちの整理をうながしたり、ただ話して楽しかったというだけではない効果があります。

福津市傾聴ボランティアほほえみでは、福祉施設や在宅の高齢者などを対象として傾聴活動を行っていましたが、新型コロナウイルスの影響で対面での傾聴活動が難しくなったことから、電話をとおして傾聴活動を行う「10分間ふれあいコール」を実施しています。



☎070-4422-9914または☎070-4422-9629

開設日 毎週火曜日 (祝日・年末年始は除く)

開設時間 13時から15時30分まで

利用料金 無料 (通話料はご負担ください)



ふれあいコールを名乗って発信することはありません。詐欺電話にはくれぐれもご注意ください。
事業内容に関することは福津市高齢者サービス課 (☎0940-43-8298) へお問い合わせください。